

平成27年度熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費

補助金の募集について

1 趣旨

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的として、県内の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等（以下「排出量抑制等」という。）を促進するため、産業廃棄物の排出事業者等に対し、排出量抑制等に係る研究、技術開発経費の補助を行う。

2 補助対象者

- (1) 県内産業廃棄物排出事業者
- (2) 県内産業廃棄物処理業者
- (3) 県内の大学、短期大学、高等専門学校、研究機関
- (4) 2分の1以上が県内の上記(1)(2)(3)で構成される県内の法人格を有する団体

3 補助対象事業

産業廃棄物の排出事業者等が行う産業廃棄物の排出量抑制等に係る研究（ソフト）・技術開発（ハード）、市場性・経済性等の調査、研究。

※本事業は、「熊本県バイオマス活用推進計画」（平成24年3月策定）に基づき、産業廃棄物系バイオマスの利活用を推進する事業も対象となります。

4 補助率、補助限度額及び補助対象経費

補助率 1/2以内
補助限度額 500万円以内
補助対象経費

経費区分	内容
謝金	外部専門家等への謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
事務費	会議費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費
原材料費	原材料、資材の購入に要する費用、燃料費
機械装置、 工具器具費	機械装置、工具器具の製造、購入、運搬、据付、保守等に要する費用
外注加工費	部材等の外注加工等に要する費用
委託費	検査分析・試験等の委託に要する費用

※ 消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

5 募集期間及び申込方法

平成27年6月17日(水)までに、別添1「事業実施計画書」及び別添2「事業に係る資金計画書」(以下「計画書」という。)を熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課に提出してください。(当日必着)

6 補助事業採択の流れ

- (1) 県に対して計画書を提出
- (2) 県がヒアリング及び検討会議等による審査を行い、補助事業者及び補助金額を決定
- (3) 採択予定者に対し内定の通知
- (4) 採択予定者は交付申請書を県に提出
- (5) 交付決定(事業開始)
- (6) 実績報告(事業完了)

7 その他

- (1) 次の項目に該当するものは採択できません。
 - ・ 研究、技術開発内容が既に他において完成されたものと同じのものと思われるもの
 - ・ 申請者が研究、技術開発の全部又は大部分を他に委任する場合
 - ・ 機械、器具等の購入のための申請と見なされるもの
- (2) 計画書の作成に当たっては、次の点に御留意ください。
 - ・ 補助金の交付要望額はあくまでも要望額であり、必ずしも要望どおりに補助されるとは限りません。
 - ・ 計画書については、できるだけ詳しく記入してください。

《お問合せ先》 〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課 江口

TEL 096-333-2277

ごみゼロシンボルマスコット
ゼロッピー

